

## 役員報酬及び費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会の定款第21条に規定する役員報酬及び費用の支払いに関し必要な事項を定める。

(報酬の額及び支給)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。

(費 用)

第3条 役員がその職務を行うために要する費用又は要した費用については、請求に基づき遅滞なく支払う。

2 費用については「役員等旅費規程」の定めに準ずる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て評議委員会の決議により行う。

### 附 則

1. この規程は令和元年6月19日に施行し、平成31年4月1日より適用する

## 役員等旅費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「本会」という。）評議員、評議員選任・解任委員及び役員（理事・監事）（以下「役員等」という。）の諸会議に出席した場合及び出張に伴う旅費等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費等)

第2条 旅費は、交通費、日当及び宿泊料とし、出張目的のために必要とする日数について支給する。

(交通費)

第3条 交通費は、本会事務所の最寄り駅から最終目的地までを支給範囲とし、最も経済的な通常の経路及び方法により算出するものとする。

(福岡県内出張)

第4条 役員等が福岡県内出張した場合には、次の旅費を支給する。

出張先	金額(円)	備考
筑後	7,000	
福岡	6,000	
筑豊・行橋	4,000	
北九州市内	3,000	

※この旅費は旅費支給の事務手続きを簡素化するため、普通旅費のように鉄道運賃、その他運賃というように明確に区分しないで、これらの要素を含めた定額を支給しようとするものです。

※出張先について上記以外の地域については、これを準用し応分を支給する。

(県外出張)

第5条 役員等が福岡県外出張した場合には、次の旅費を支給する。

職制	交通費	宿泊料(1泊当)	備考
役員等	実費	13,500円	

※車賃について、実費の算定が困難な場合は、1旅行について定額2,000円を支給できる。

(日 当)

第6条 遠距離出張の場合は、日当を支給する。金額は、出張日数に応じ、一日当りの定額により次の通り支給する。

職 制	日当(1日当)
役員等	5,000円

- 2 役員等が諸会議に出席した場合及び役員が法人業務にあたった場合は、日当3,000円を支給する。但し、役員が施設職員の場合は日当を支給しない。

(支給方法)

第7条 旅費の支給は、鉄道切符及び航空券等の現物または現金によるものとし、原則として出張の事前に支給する。

ただし、本人が手配した場合等については、事後において実費精算するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経て評議委員会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、平成11年5月1日より施行する。
2. この規程は、平成17年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成19年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成23年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成29年2月1日より施行する。
7. この規程は令和元年6月19日に全面改定し、平成31年4月1日より適用する。